

## 労働安全衛生法に基づく免許試験

(衛生管理者、クレーン・デリック運転士、ボイラー技士等)の試験手数料の変更について

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令が令和5年1月18日に公布され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。つきましては、令和5年度4月1日以降に受験申請の受付が開始される労働安全衛生法に基づく免許試験(参照:【免許試験の種類・全23種】)の手数は下記のとおりとなります。

\* 試験日が、《学科》令和5年6月1日以降、《実技》令和5年7月10日以降の試験が対象となります。

記

<b>1 学科試験</b>		
	<b>旧手数料</b>	<b>新手数料</b>
	試験日が令和5年5月31日以前	試験日が令和5年6月1日以降
	6,800円	8,800円
<b>2 実技試験</b>		
	<b>旧手数料</b>	<b>新手数料</b>
<b>試験の種類</b>	試験日が令和5年7月9日以前	試験日が令和5年7月10日以降
クレーン・デリック運転士	11,100円	14,000円
移動式クレーン運転士	11,100円	14,000円
揚貨装置運転士	11,100円	14,000円
普通ボイラー溶接士	18,900円	24,000円
特別ボイラー溶接士	21,800円	28,000円

※ 具体的な実技試験の日程は、試験を実施する安全衛生技術センターのホームページをご覧ください。  
〔各センターのHP→試験の日程→免許試験・実技→実技試験の日程の順に進んでください。〕  
〔下記のQRコードからも見ることができます。〕



### 【免許試験の種類・全23種】

特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、☆特別ボイラー溶接士、☆普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、☆クレーン・デリック運転士(限定なし、クレーン限定、床上運転式クレーン限定、クレーン限定解除、床上限定解除、デリック限定解除)、☆移動式クレーン運転士、☆揚貨装置運転士、発破技士、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、潜水士、衛生管理者(第一種、第二種)、高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者

☆印の試験については実技試験があります。